

協議事項（案）

A 今後の協議対象事項

1 開門方法

→ 3種類の開門方法の中から、段階的開門の開門方法を確定する

2 開門時期の特定とロードマップ

→ 第1段階の開門を実施する上での課題の抽出、各課題への対応策と費用、工程、以上から導かれる開門時期の特定。

3 段階的開門と開門調査の全過程についての枠組

→ 意志決定の主体、研究者組織の人選と組織の位置づけや権限等、利害関係人の関与方法と権限等、情報公開等の関連手続き

4 長崎地裁の裁判期日延期および和解条件

B 協議の進め方

1 協議主体・責任者

→ 当方としては、政務三役を協議主体としてお願いしたい。

2 協議の日程確保と場所、日常的な連絡方法

→ 携帯番号、FAX番号の交換

3 共通議事録の作成

C 早期開門のための優先的事項の特定

1 農業用水問題・・・開門の物理的前提条件

→ 開門開始に向けた仮の措置、および、本格的な代替用水について現在行っている検討内容について、検討課題と対象、進捗状況、現在の課題を明らかにし、資料を提出されたい。

2 排水機場・水路等の防災対策問題・・・早期開門の合意形成に欠かせない条件

→ どの程度の能力がある排水機場をどこに何台設置するのか、関連する排水路整備なども含め、現在行っている検討内容について、検討課題と対象、進捗状況、現在の課題を明らかにし、資料を提出されたい。

3 研究者組織の人選と選出方法・・・開門スタートの前提条件、手続きに時間がかかる